

知っておきたい私たちの権利と心得

Q 街頭で宣伝行動をするのに、警察の許可は必要ですか？

A 宣伝行動に警察の許可はいりません。

街頭や駅前で宣伝行動をしていると、「(道路交通法の)許可をとっているか」と警察が干渉してくることがあります。道路交通法で許可が必要なのは、お祭りや映画の口ケ、工事など交通に著しい影響を与える場合です。

宣伝行動に許可が必要ないことは、裁判で確定しています(有楽町ビラ事件)。また、ビラ配りをしていた人を警察官が逮捕したことに賠償が命じられています(東金国賠裁判)。さらに、明治乳業争議団の街頭宣伝を警察官が妨害したことを、警視庁が誤りを認め謝罪しました。

不当な干渉には、「許可は必要ない」と抗議します。

Q 各戸へのビラ投函はどうですか？

A 基本的に自由です。しかし注意も必要。

各戸へのビラの配布活動は、言論・表現の自由として憲法で保障されています。

東京都選挙管理委員会も、ビラの配布が選挙への関心を高め、投票率を高めるためにも役に立っていることを認め、「法定ビラ及び、選挙・政治活動にわたるビラの配布は、基本的に自由でなければならない」と表明しています。

しかし、警察が、住居侵入罪を口実に不当に逮捕する場合があります。ビラ配布の自由への確信とともに、警戒心を持って旺盛に配布しましょう。

マンションなどの管理人や住人に「ビラ配布はやめろ」と言われた場合は、その場で争わずいったん退去します。論争して警察へ通報された例がありますので、時を改めて、管理組合に申し入れるなど、理解を求める働きかけをします。



Q 警察官に職務質問をされたときには？

A 職務質問は任意です。応える義務はありません。

警察官に「任意か強制か」を問い、「任意なら断る」と言い、その場を離れましょう。「逃げる」と干渉の口実とされますので、落ちついて対応します。また、持ち物検査も令状がなければ強制できません。

Q 交番や警察署に来てほしいと言われたら？

A 交番などに来てほしいというのはあくまで任意です。「行きません」ときっぱり拒否します。

また、「説明に行こう」と個人で判断せず、必ず所属団体や国民救援会に連絡し組織的に対応しましょう。



Q 警察官の張込みや尾行にはどう対応したらいいですか？

A 個人で判断せず、所属団体や国民救援会にすぐに連絡し、組織的に対応、抗議します。

不当な尾行・張り込みは犯罪(軽犯罪法「つきまとい罪」)です。選挙の時であれば、公職選挙法違反(職権乱用による選挙の自由妨害罪)です。

Q 万一、逮捕された場合は？

A 憲法や法律で保障されている3つの権利を行使しましょう。

- ①取調べには、住所・氏名を含めて、黙秘します(黙秘権)。*「トイレに行かせろ」など必要な要求はします。
- ②「国民救援会の弁護士を呼べ」と要求します(弁護人選任権)。
- ③調書や書類への署名・押印はすべて拒否します。強制できません。*家のことや仕事など心配なことは、面会に行った弁護士と相談します。

のびのびと自由な選挙へ 宣伝・要求活動を

ミニ学習版

要求を訴えよう



政治を語り合おう

日本国憲法は、主権者である私たち国民が選挙で代表者を選び、その代表者を通じて、日本の政治の行方を決めるとしています。

国民は、選挙において「お客様」ではなく、政治について語り合い、考え、そして「一票」を投ずる、まさに「主人公」です。そこで、選挙において、政党や候補者の政策などを知ること、知らせることがとても大切です。

のびのび自由な選挙を実現するために、このビラを読み合わせるなど、活用してください。

2019年5月作成

日本国民救援会
☎03-5842-5842

〒113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 5F

●国民救援会にぜひご入会を 会費月 600 円 (月 3 回の救援新聞代含む)

政治の行方を決めるのは私たち主権者。自由な選挙を!

選挙のときこそ言論の自由を —規制ばかりの日本の公選法

選挙のときこそ、「憲法9条改悪は反対」「消費税10%増税は許さない」など、おおいに政治や要求を語り合い、政党や候補者の政策を検討して、一票を投じるのが民主主義の基本です。

しかし、日本の公職選挙法(公選法)は、選挙での自由な言論活動を大幅に制限しています。国連も日本政府に、選挙運動に対する制限を撤廃するようくり返し求めています。

なぜ制限するのでしょうか。これまでの政権が、政治について国民が語り合い、「政治を変えよう」との動きが強まることを恐れたからです。

本来、選挙運動は自由であるべきです。公選法を使った不当な干渉は許されません。言論活動を制限する公選法は、憲法や国際人権規約に違反しており、改正が必要です。



選挙権の拡大=「一票」で政治の行方を決めよう

国の政治を決める選挙権は、国民の運動によって拡大されてきました。

自由民権運動によって、国会が開設。1889年、はじめて国民が選挙権を持ちました。しかし、それは高額納税者の男性だけで、人口比でわずか1%でした。衆議院は国民の1%の代表で構成されたのです。

その後、労働者や農民などによる普通選挙権の実現を求める運動(普選運動)によって、1925年、納税額にかかわらず、男性(25歳以上)が選挙権を持ちました。女性の参政権運動なども力に、敗戦後の1945年、20歳以上の男女が選挙権を持ちました。そして2016年、18歳以上に選挙権が拡大しました。

長年にわたる運動の結果、有権者は、1%から80数%に拡大しました。多くの国民が政治を動かす「一票」を手にしたのです。ぜひともこの貴重な「一票」を行使して、私たちの政治の行方を決めましょう。

選挙期間中にできること

●街角や職場で会った人に支持を訴える「個々面接」や電話での投票依頼は自由です

一人ひとりの国民が政治や選挙について考え、知人や家族などと語り合うことはとても大切なことです。

たまたま街角や職場で会った人に、特定の候補者への支持をお願いする「個々面接」や電話での投票依頼は自由です。

●インターネットでの選挙運動は自由です (ただし投票日はできません)

選挙中(公示・告示後)は、自分のホームページ(HP)やブログやツイッターなどのSNSで、支持する政党・候補者についての氏名、写真、政策などを掲載し、「〇△さんに一票を入れて」など投票を呼びかけること(「選挙運動」)が自由にできます。ただし、電子メールでの投票依頼はできません。

選挙前は、政党の政策などを知らせることは自由にできます。ただし「〇△さんに一票を」など投票依頼をすることは「事前運動」として規制されているので避けてください。

また、「電子メール」では「選挙運動」はできませんが、自分の支持する政党の政策・公約を送信することは自由にできます。

ネットでできる選挙運動		
	候補者・政党	一般有権者
HP・ブログ	○	○
f t y SNS	○	○
電子メール	△	×

※候補者・政党も電子メールの送信には相手の事前の同意が必要です。

●政策ビラ等、選挙中でも配ることができます

選挙期間中であっても、政党機関紙の政策号外ビラや政策パンフレットは通常通りの全戸配布、街頭での配布ができます。

●選挙中こそ要求を訴えよう—宣伝・署名は自由

選挙のときこそ、労働組合や民主団体、市民団体の要求を訴える絶好の機会です。労組・民主団体・市民団体などは、公選法で活動が制限される「政治活動をおこなう団体」には当たりません。



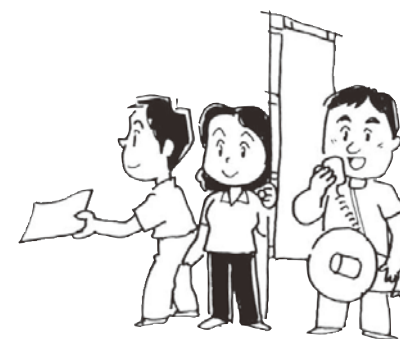
「選挙運動」とは?

「選挙運動」とは、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、③選挙人(有権者)に働きかける行為です。

ですから、「9条改憲に反対しよう」「消費税増税反対」という宣伝は「選挙運動」ではありません。「落選運動」(別掲)も、特定の候補者に投票を得させるための活動ではないので、「選挙運動」ではありません。

従って、「憲法改悪反対」「消費税増税反対」といった要求を掲げた宣伝行動は、選挙中も自由にできます。ポスターの掲示やビラ、パンフの配布、宣伝カーやハンドマイクを使った宣伝、署名活動も自由です。また、選挙期間中の要求実現のための集会や行動も、公選法による規制はされません。おおいにとりくみましょう。ただしその際、特定の候補者や政党への支持や投票を訴えることはできません。ご注意ください。

各戸を回って「9条改憲反対」など要求実現のための署名をお願いすることは、選挙中でも自由です。ただし、公選法は、各戸を回って投票を依頼することを「戸別訪問」として禁止しています(これ自体不当で、欧米では戸別訪問こそが選挙運動の中心です)。署名行動では、投票依頼にならないように注意してください。



●「落選運動」も自由にできます

「安保法制に賛成した議員を落選させよう」—これが「落選運動」です。「落選運動」は、「選挙運動」ではないので、選挙前も選挙中も自由にできます。

ただし、「特定の候補者の当選を目的として」とするとされると違反となるので、注意してください。